

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したることについて通知がありました。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（一等磁気測量）

二 測量の地域 吉野郡十津川村

三 測量の終了年月日 平成三十一年二月二十八日